

平成27年度 静岡県立総合病院
衛生設備保守業務（平成27～29年度）委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（契約の目的と基本的義務）

第1条 甲は、乙に対し本契約に定めるところにより業務の完成又は処理を請け負わせ、乙は自己の裁量と責任で業務を完遂する義務を負う。

2 甲は、委託者として乙が本契約を遂行するのに必要な協力をを行う。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）委託業務の内容

本院の設備の業務とし、詳細は、別紙「静岡県立総合病院衛生設備保守業務仕様書」及び付帯する文書（以下、「仕様書」という。）に定める。

（2）対象設備

ア 所在地 静岡市葵区北安東4丁目27番1号 他 静岡県立総合病院及び職員宿舎
イ 対象設備

各種貯水槽	汚水槽	雑排水槽	排水中和槽	浄化槽	その他衛生設備
-------	-----	------	-------	-----	---------

（委託契約期間）

第3条 この契約の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

（申出義務）

第4条 乙はこの契約締結後の事情の変化により、この委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（業務実施計画）

第5条 乙は、業務の実施に際し、仕様書等に定める業務実施計画を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（業務実施報告）

第6条 乙は、業務の実施後、仕様書等に定める書類を作成し、甲に提出し、承認を受けなくてはならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（検収及び瑕疵担保責任）

第7条 甲は乙から業務完了の報告があつてから10日以内に作業内容について検収を実施し、合否を乙に通知する。

- 2 乙は前項の検収の結果不合格となった時は、遅滞なく再作業を実施する。
 3 第1項の検収に合格した場合も、後日、乙の責任に帰すべき事由による不良箇所が判明した場合は、乙の責任において直ちに再作業するものとする。

(委託料及び支払方法)

第8条 甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額××円）を支払うものとする。

- 2 委託料は次に掲げる表のとおり支払うものとする。

各半期の汚水雜排水槽殺虫業務終了後	各半期の雜排水槽等保守清掃業務終了後
円	円
各半期の汚水槽保守清掃業務終了後	各年度の排水管等洗浄業務終了後
円	円
排水中和槽清掃業務終了後	各年度の病院貯水槽保守清掃業務終了後
円	円
各年度の公舎貯水槽保守清掃業務終了後	各年度の公舎浄化槽保守業務終了後
円	円

- 3 乙は各回の委託業務について甲の行う検収に合格した後に、請求書を提出するものとする。甲は請求書を受理した月の翌月末までに委託料を支払うものとする。
 4 甲は請求書を受理した後であっても第7条に定める瑕疵が発見された場合、甲は委託料の支払いを拒む、又は既に支払った委託料の返還を求めることができる。

(再委託及び権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲の書面による承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。

- 2 前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。
 3 乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(法令上の責任)

第10条 乙は、乙の従業員に対して雇用主として労働安全衛生法他、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

(現場責任者等)

第11条 乙は次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する責任者を選任し甲に報告する。甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

(1) 委託業務の処理

(2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

(事故報告)

第12条 乙は委託業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(臨機の措置)

第13条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないと認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、臨機の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の指示をすることができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 契約締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第18条 甲又は乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) この契約が解除された場合において、相手方に損害を与えたとき。
 - (2) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。
- 3 乙は第1項に定める賠償を行う能力があることを証するために、必要な書類の写しを甲に提出するものとする。

(委託料の処理)

第19条 第17条の各項によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって清算する。

(合意管轄)

第20条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第21条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成 ㊞

(乙)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

静岡県立総合病院衛生設備保守業務仕様書

1 適用

この仕様書は、静岡県立総合病院衛生設備保守点検業務に適用する。

2 概要・目的

県立総合病院及び職員公舎の各種衛生設備の点検を行い、良好な環境の維持を目的とするものである。

3 疑義

仕様書その他に関する疑義の点は、予め契約前に明確にしておくものとし、契約後疑義を生じた場合は、甲の指示に従わなければならない。

4 施工の原則

- (1) 本業務は、契約書、設計書及び仕様書に基づいて、監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係する諸法令を遵守し、乙の負担と責任において行うものとする。
- (3) 作業の中で、関係官公署、その他の者に対する届出、報告を要する場合、乙は迅速に対応するとともに、必要な書類を作成しなければならない。
- (4) 作業を実施する上で、関係官公署、その他の者に対して交渉を要するときは、乙は遅滞なくその旨を甲に申し出て協議するものとする。
- (5) 作業中に事故が発生した場合あるいは設備に異常を発見した場合は、別に定める手順により、すみやかに、甲に連絡するものとする。
- (6) 作業の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合はただちに甲に報告し、協議の上、速やかに補修、その他所要の措置を行うものとする。

5 請負人負担

次の各号に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) 軽微な事項で仕様書及び設計書になくとも、施工上欠くことができない材料・機器及び作業の費用
- (2) 軽微な事項で施工上障害となる物の撤去及び後片付けに要する費用
- (3) 点検整備の為、第三者に与えた損害で乙の責に帰すべきものの賠償に要する費用又は施工のため既設工作物に与えた損害の復旧費用
- (4) 各種試験検査に要する費用
- (5) 補修塗装に要する費用
- (6) 完成図書・写真等に要する費用
- (7) 軽微な事項で、工事中の危険防止に要する費用

6 損害賠償

作業は誠意をもって慎重に行うものとし、万一構造物又は機器に損害等を与えた場合は、速やかに甲に連絡して指示を受けると共に、乙の責任において事故復旧するものとする。

7 作業日時

- (1) 原則として8時30分から17時00分までとする。
- (2) 停電作業又は就業時間の伸縮・夜間作業・日祭日の作業を行う作業については原則として15日前、それ以外の作業については10日前に協議し作業日程を決定する。

(3) 上記の作業日程については、設備の運転状況により変更があるので作業日の前日に確認すること。

8 現場管理

作業中は、障害、火災その他事故発生を未然に防止することは勿論、労働基準法及び関係法規等を守り、円滑に点検整備を行わなければならない。万一、事故を起こした場合は乙の責任において処理すること。

9 作業員

(1) 乙は十分な技術経験を有する作業員を派遣し、秩序正しく作業をしなければならない。

(2) 乙が派遣した作業員が著しく不適当と認められた場合、乙は契約解除事由に相当すると認識し、誠意をもって対応するものとする

10 後片付け

(1) 仕様工具の置き忘れ、ビス・ナットの脱落・残材の未処理等は、機器の二次的な事故の原因となるので最終確認を十分行うこと。

(2) 作業箇所の清掃、後片付けを十分行うこと。

11 書類の提出及び報告

(1) 乙は、作業を行う又は行った都度、甲に次の書類を提出し承認を得ること。

(2) 提出部数

委託業務実施計画書 2部 (A4版)、委託業務実施結果報告書 2部 (A4版)

12 委託業務実施計画書

別紙1の様式により作成し、提出すること。なお、提出期限は7に定めたとおりとする。

13 委託業務実施結果報告書

別紙2の様式により作成し、作業内容及び確認された問題ヶ所等を明瞭にした書類及び作業の概要がわかる写真等を添付する。なお、提出期限は原則として作業終了後30日以内とする。

14 再委託

業務の一部を第三者に再委託しようとする場合、乙は別紙3により業務再委託実施許可願を提出し、甲の承認を得ること。

15 実施内容

各個別仕様書のとおりとする。

16 費用区分

(1) 保守に要する作業員の派遣費（人件費及び出張費等）は乙の負担とする。

(2) 保守に必要な一般消耗品（消毒薬等）及び器材器具は乙の負担とする。

(3) 上記以外の費用は特記のない限り、すべて、甲の負担とする。

17 対象設備

各個別仕様書のとおりとする。

18 この仕様書に記載のない事項は、法令の定めるところの外、甲乙協議して決定する。

汚水槽・雑排水槽殺虫業務個別仕様書

1 対象設備

対象設備は下表のとおりとする。設備の位置については別添図面を参照のこと

・汚水槽

	記号	大きさ (m)	位置	備考
本館	汚水槽 A	3.3×2.8×2.0 (カサ) = 18.48m ³ 3.3×2.8×0.5 (タマリ) = 04.62m ³	通用口入口	排水ポンプ 2台設置
	汚水槽 B	2.9×5.0×2.0 (カサ) = 29.00m ³ 2.9×2.8×0.5 (タマリ) = 04.06m ³		
本館	汚水槽 C	5.2×4.0×2.0 (カサ) = 41.60m ³ 5.2×4.0×0.5 (タマリ) = 10.40m ³	更衣室横	"
	汚水槽 O	1.7×2.8×2.5 (カサ) = 11.90m ³ 1.7×2.8×0.9 (タマリ) = 04.29m ³		
北館	汚水槽 TD-01	1.7×2.8×2.5 (カサ) = 11.90m ³ 1.7×2.8×0.8 (タマリ) = 03.80m ³	更衣室横	"

・雑排水槽

	記号	大きさ (m)	位置	備考
本館	雑水槽 D	3.3×2.8×2.0 (カサ) = 18.48m ³ 3.3×2.8×0.5 (タマリ) = 04.62m ³	本館南側 ドライエリア	排水ポンプ 2台設置
	雑水槽 E	2.9×5.0×2.0 (カサ) = 29.00m ³ 2.9×2.8×0.5 (タマリ) = 04.06m ³		
本館	雑水槽 F	5.2×4.0×2.0 (カサ) = 41.60m ³ 5.2×4.0×0.5 (タマリ) = 10.40m ³	本館南側 ドライエリア	"
	雑水槽 TD-02	1.7×2.8×2.5 (カサ) = 11.90m ³ 1.7×2.8×0.8 (タマリ) = 03.80m ³		

2 作業内容

(1) 殺虫プレート設置

バボナ殺虫プレート若しくは同等品を下記の枚数設置する。

記号	枚数	記号	枚数
汚水槽 A	2	雑排水槽 D	6
汚水槽 B	3	雑排水槽 E	6
汚水槽 C	4	雑排水槽 F	6
汚水槽 O	2	雑排水槽 TD-02	2
汚水槽 TD-01	2		

(2) 殺虫剤投下

アルトシッド10F若しくは同等品を水量1m³に対し500倍希釀液を2.0kg投下する。

3 実施時期

(1) 殺虫プレート設置 年6回(奇数月)

(2) 殺虫剤投下 年4回(5月、8月、11月、2月)

※実施曜日等の指定は特になし。

雑排水槽等清掃業務個別仕様書

1 対象設備

対象設備は下表のとおりとする。設備の位置については別添図面を参照のこと

・雑排水槽

記号	大きさ (m)	位置	備考
雑排水槽 D	5.5×5.5×2.0 (カサ) = 60.50m ³ 5.5×5.5×0.5 (タリ) = 15.13m ³	本館南側 ドライエリア	排水ポンプ 2台設置
雑排水槽 E	5.5×5.5×2.0 (カサ) = 60.50m ³ 5.5×5.5×0.5 (タリ) = 15.13m ³	"	"
雑排水槽 F	5.5×5.5×2.0 (カサ) = 60.50m ³ 5.5×5.5×0.5 (タリ) = 15.13m ³	"	"
雑排水槽 TD-02	1.7×2.8×2.5 (カサ) = 11.90m ³ 1.7×2.8×0.9 (タリ) = 04.29m ³	更衣室横	"

・グリストラップ

E-01	E-02	E-03	歯科外来	保育所
------	------	------	------	-----

・発生汚泥の処理

産業廃棄物（雑排水槽・グリストラップ）1回当 7 m³（概算）

2 実施回数・期間

年2回（原則として9、3月）、但し、ポンプの点検は年1回（原則として9月）実施する。なお、病院業務の都合上、休日に実施すること。

3 保守内容

- (1) 雑排水槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書表4.5.5及び4.5.6」のとおりとする。
- (2) 排水ポンプの保守内容は、「建築保全業務共通仕様書表4.5.7(C)」のとおりとする。
- (3) グリストラップの洗浄は原則として高圧水にて行うこと。薬品による洗浄を行う場合は予め甲の了解を得ること。

汚水槽保守清掃業務個別仕様書

1 対象設備

対象設備は下表のとおりとする。設備の位置については別添図面を参照のこと

・汚水槽

記号	大きさ (m)	位置	備考
本館 汚水槽 A	$3.3 \times 2.8 \times 2.0$ (カサ) = 18.48m ³ $3.3 \times 2.8 \times 0.5$ (タマリ) = 04.62m ³	通用口入口	排水ポンプ 2台設置
本館 汚水槽 B	$2.9 \times 5.0 \times 2.0$ (カサ) = 29.00m ³ $2.9 \times 2.8 \times 0.5$ (タマリ) = 04.06m ³	薬剤外光庭	"
本館 汚水槽 C	$5.2 \times 4.0 \times 2.0$ (カサ) = 41.60m ³ $5.2 \times 4.0 \times 0.5$ (タマリ) = 10.40m ³	更衣室横	"
本館 汚水槽 O	$1.7 \times 2.8 \times 2.5$ (カサ) = 11.90m ³ $1.7 \times 2.8 \times 0.9$ (タマリ) = 04.29m ³	1D屋外	"
北館 汚水槽 TD-01	$1.7 \times 2.8 \times 2.5$ (カサ) = 11.90m ³ $1.7 \times 2.8 \times 0.8$ (タマリ) = 03.80m ³	更衣室横	"

・発生汚泥の処理

一般廃棄物 1回当 8 m³ (概算)

2 実施回数・期間

年2回(原則として9, 3月)、但し、ポンプの点検は年1回(原則として9月)実施する。なお、病院業務の都合上、休日に実施すること。

3 保守内容

- (1) 汚水槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書表4.5.5及び4.5.6」のとおりとする。
- (2) 排水ポンプの保守内容は、「建築保全業務共通仕様書表4.5.7(C)」のとおりとする。

排水管等洗浄業務個別仕様書

1 対象設備

・排水管 1

グリストラップ排水 E-01 (約24M)	グリストラップ排水 E-02 (約24M)	グリストラップ排水 E-03 (約24M)
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

・排水管 2

本館 3 F 洗濯場 (約 8 M)	本館 4 F 洗濯場 (約 8 M)	本館 5 F 洗濯場 (約 8 M)	本館 6 F 洗濯場 (約 8 M)	同縦配管 (約29M)
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------

2 実施回数・期間

本館洗濯場排水管は年2回（原則として9、3月）、その他は年1回（原則として9月）実施する。なお、病院業務の都合上、休日に実施すること。

3 注意事項

- ・本業務は原則として高圧水にて行うこと。薬品による洗浄を行う場合は予め甲の了解を得ること。
- ・厨房内の作業については、衛生の保持に十分気を付けて行うこと。

排水中和槽清掃業務個別仕様書

1 対象設備

対象設備は下記のとおりとする。設備の位置等については別添図面を参照のこと

設備名	大きさ	備考
調整槽	61.2m ³	3槽式
放流槽	4.0m×3.2m×2.0m=25.6m ³	
貯留槽	3.3m×3.6m×2.0m=23.7m ³	
非常用貯留槽	4.0m×7.3m×2.0m=58.4m ³	6基
導入路1	3.8m×0.7m×0.5m	
導入路2	3.8m×0.7m×0.5m	
導入路3	4.5m×0.7m×0.5m	
導入路4	3.2m×0.7m×0.5m	

2 実施時期

平成27、29年度中の日曜日に実施することとし、詳細日程は、甲乙協議して決定する。

3 保守内容

- ・上記水槽等の清掃（実施内容は汚水槽・雑排水槽等に準じる。）
- ・作業に伴い発生した産業廃棄物の収集運搬及び処分（概算2立米）

病院貯水槽等保守清掃業務個別仕様書

1 対象設備

<本館>		<北館>	
市水貯水槽 ・受水槽 ・高置水槽	75m ³ ×4基	市水貯水槽	
	55m ³ ×2基	・受水槽	50m ³ ×3基(2槽)
		・高置水槽	24m ³ ×1基(2槽)
井水貯水槽 ・沈砂槽 ・高置水槽	22m ³ ×1基	雑用貯水槽	
	50m ³ ×2基	・高置水槽	12m ³ ×1基(2槽)
		貯湯槽	4.0m ³ ×2基
膨張タンク (休日実施)	0.3m ³ ×1基	膨張タンク	
	1.1m ³ ×1基	・給湯膨張タンク (休日実施)	4.5m ³ ×1基
	4.0m ³ ×1基	・冷温水タンク ・消火補給水槽	1.1m ³ ×1基 1.0m ³ ×1基
ホットウェルタンク (休日実施)	4.5m ³ ×2基	<PETセンター>	
缶水ブロータンク (休日実施)	2.25m ³ ×2基	貯湯タンク (休日実施)	4.5m ³ ×1基
貯湯槽 (休日実施)	10m ³ ×2基	<城北医師宿舎>	
		受水槽	7.5m ³ ×1基
<安東医師宿舎>		<城北西医師宿舎>	
受水槽	4.0m ³ ×2基	受水槽	10.8m ³ ×2基
<循環器病センター>			
市水貯水槽			
・市水高置水槽	16m ³ ×1基(2槽)		
雑用貯水槽			
・雑用水高置水槽	13m ³ ×1基(2槽)		

2 実施回数・期間

各水槽とも年1回実施することとし、7月～12月の期間で適宜実施する。

3 保守の内容等

- (1) 貯水槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書表4.5.1(A)及び4.5.2」のとおりとする（清掃を含む。）。
- (2) 貯湯槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書表4.4.2(B)」のとおりとする（清掃を含む。）。
- (3) 作業責任者は、昭和49年6月10日付け厚生省環境衛生局長通達環企第26号第2の4(3)の規定による資格を有すること。
- (4) 作業実施者は、水道法第21条及び水道法施行規則第15条に定める健康診断を受けた者とする。

4 特記事項

PET貯湯槽の清掃実施に耐熱耐圧フランジパッキンの交換を行うこと。なお、部品代は乙の負担とする。

公舎貯水槽保守清掃業務個別仕様書

1 対象設備

<城北西医師宿舎>		<城北医師宿舎>	
受水槽	10.8m ³ ×2基	受水槽	7.5m ³ ×1基
<安東医師宿舎>		<北安東医師宿舎>	
受水槽	4.0m ³ ×2基	受水槽	16m ³ ×1基

2 実施回数・期間

各水槽とも年1回実施することとし、7月～12月の期間で適宜実施する。

3 保守の内容等

- (1) 貯水槽等の保守内容は、「建築保全業務共通仕様書表4.5.1(A)及び4.5.2」のとおりとする（清掃を含む。）。
- (2) 作業責任者は、昭和49年6月10日付け厚生省環境衛生局長通達環企第26号第2の4(3)の規定による資格を有すること。
- (3) 作業実施者は、水道法第21条及び水道法施行規則第15条に定める健康診断を受けた者とする。

公舎浄化槽保守業務個別仕様書

1 対象設備

種類	し尿浄化槽（分離接触ばっき方式）50人槽
設置場所	静岡市葵区城北22（城北医師公舎）

2 実施回数・時期

関係法令の定めるとおりとする。

3 保守内容

「建築保全業務共通仕様書第8節」のとおりとする。

管理課長	管財係長	係員	担当

委託業務実施計画書

1. 委託業務名

2. 作業箇所

提出年月日	平成 年 月 日 (曜)		立入り 日前	
作業予定年月日 及び作業人員	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名	
	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名	
	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名	
	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名	
内 容				
影響及び 安全対策				
作業責任者 氏名・連絡先				
本院への 依頼事項				

* 箇所ごとの作業工程等を詳細に記したもの別途添付すること。

上記のとおり作業を行うので申請します。

宛

作業責任者

印

作業責任者の個人印でかまわない。FAXでの送付も可とする。

管理課長	管財係長	係員	担当

委託業務実施結果報告書

1. 委託業務名

2. 実施すべき内容

内 容	
-----	--

3. 実施した内容

実施年月日人員内容	月日 平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分			名	
	実施内容				
	月日 平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分				
	実施内容				
	月日 平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分				
	実施内容				
	月日 平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分				

*この用紙に記入し難いときは、概略を記入し、詳細は、適宜、別紙としてかまわない。

点検結果等は、別途、報告書を添付すること。

上記のとおり委託作業を実施したので、報告します。

平成 年 月 日

受託者

印

業務再委託実施許可願

地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院長 様

申請者

印

下記のとおり、業務の一部を再委託したいので、許可願います。

再委託業務名	
再委託実施先	
再委託する理由	